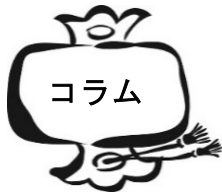




ハグインレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所



コラム

P1

「感情労働」という仕事

ぶしつけな質問をします。あなたの仕事は肉体労働ですか、それとも頭脳労働ですか？さてどうでしょう？どちらでもないとお答えの方もたくさんいらっしゃいますでしょうね。実は大きくその2つに分かれるのではなく、もう一つの労働形態があると言われているのをご存知ですか。

肉体労働、頭脳労働に続く第3の労働形態として、米国のアーリー・ホックシールドという社会学者が提唱したのが、「感情労働」です。これは「顧客等の満足を得るために自分の感情をコントロールし、常に模範的で適切な言葉、表情、態度で対応することを求められる労働」と定義されています。

典型的には、ホテルや飲食店の接客業などがこれに分類されるのではないのでしょうか。常に笑顔を作ったり、明るく振る舞ったり、下手したら一日中自分の内面とは違う「別人格」を装うことを求められるような仕事は、まさにそのものです。政治家なんてのもそう見ると面白いですよ。

しかしサービス業以外にも、人を相手にする仕事はどれも、感情コントロールが必要ですので、ほとんどの仕事に当てはまるのかもしれませんが。部下を管理するのが仕事の管理職なども、そうですね。つまりほとんどの仕事に「感情労働的要素」は含まれるのかもしれませんが。

そして医者や弁護士などのかつては権威的な職業だった専門職でさえ、今では対人サービスと言う視点を無視することができなくなっています。医者も、単に病気を治す知識を提供するだけでは許されない時代になってます。

肝心なのは、誰しも人間ですから、対人的な接客の知識とか技術を学び、感情のコントロールを上手にしないと、ストレスが溜まりやすいということです。

ですから医者も、医学部時代に授業の中で患者さんに対する共感の仕方、傾聴姿勢、相槌の打ち方のような相談スキルを学んだり、研修時には、接客教育として身だしなみや言葉遣いなどについても指導を受けるそうです。

日本では、サービス産業の発展により、今や3分の2の労働者が第三次産業に就いているとされ、「感情労働者」がかなり増えています。それぞれが自分の仕事の感情労働的な側面について意識し、その中身に気づいていくことが、ストレスへの対処法にもなるようです。

参考：「あなたの仕事、感情労働ですよ？」

関谷大輝（花伝社刊）





情報

P2

令和元年年末調整について

年末調整の時期が近づいてきました。今年の年末調整については、基本的には前年と大きな変更はありません。ただし、令和元年の年末調整を行う際に、令和2年分の「扶養控除等申告書」を配布し、記入を行う場合が一般的かと思いますが、その場合には令和2年分からの所得税改正の影響で、書式等の変更がありますので注意が必要です。

◆「令和2年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書について

① 所得金額の判定

次の者の判定における所得金額（見積額）の上限が10万円ずつ引き上げられています。

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者	48万円以下	38万円以下
扶養親族	48万円以下	38万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48万円超 133万円以下	38万円超 123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下

（注）配偶者特別控除の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区部についても、それぞれ10万円引き上げられています。

これは、基礎控除額が38万円から48万円に引き上げられる改正に伴うものです。

ただし、給与所得控除の改正もあるため、収入が給与のみの場合であれば、年収ベースで見るときにはこれまでと変更はありません。

② 単身児童扶養者の項目が追加

「住民税に関する事項」に「単身児童扶養者」の欄が追加されました。地方税法の改正に伴い、生計を一にする子について児童扶養手当の支給を受けている所得者本人で、婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない人または配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）の生死が明らかでない人に該当し、かつ当該所得者本人の合計所得金額が135万円以下であれば、この欄に記載することで住民税が非課税となります。

※新たにハクシオンレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。
会社名 _____

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL _____

FAX 079-288-0997
FAX _____



消費税の軽減税率関連の注意点について

軽減税率制度が導入されて一月が経ちましたが、特に軽減税率に関係のある業種の方については、レジや経理などにおいて実務上の混乱が少なからず起きているようです。その中でも特に複雑になるのが飲食業ではないかと思えます。以下に注意点をまとめてみました。

(1) レシートの区分に注意

飲食業では、スーパー等で仕入・経費の購入を行う機会が多いと思いますが、一回の仕入で食品(軽減税率8%)、その他経費(10%)が頻繁に混在することになります。経理の仕訳をする際にレシート内に複数税率が混在すると、経理処理の際に2度の入力をする事になり面倒です。出来れば食品とその他経費のレシートは分けたほうが、支払いは面倒でも入力する際に楽になります。

ちなみに細かい話になりますが、スーパー等で購入する際にレジ袋を有料で購入することがあると思います。そのレジ袋に係る税率は、食品のみを買ったとしても軽減税率の対象外となり、10%となります。5円程度のことで区分する手間が煩わしければ、マイバッグを持参しましょう。(ついでに環境問題にも貢献できますね。)

(2) 消費税の納税額増加に注意

飲食業においては、テイクアウトのない場合は売上の税率が10%となります。一方で仕入に関しては食品が軽減税率の8%で据え置きとなります。そうすると、売上に係る「仮受消費税等」(預り消費税)は増えて、仕入に係る「仮払消費税等」(支払い消費税)はそのままです。結果、期中については手元資金が増えることとなります。

一方で、決算において納付する消費税額は、「仮受消費税等」から「仮払消費税等」を差し引いたものを納税します(原則課税の場合)ので、納税額は売上の消費税額が10%で仕入の消費税額が10%になる一般的な業種よりも多く納めることとなります。

【例：売上 1,000円 仕入 500円とした場合】

	仮受消費税等 (売上)	仮払消費税等 (仕入)	確定消費税等 (納税額)	旧税率に対する 納税額の倍率
旧税率 8%	80円	40円	40円	1倍
新税率 10%のみ	100円	50円	50円	1.25倍
飲食業	100円	40円	60円	1.5倍

(※注：飲食業は仕入を全て軽減税率と仮定した場合。)

つまり、期中において手元資金が増えているので、一見余剰資金があるように見えますが、納税時に従来より多く納付することになりますので、資金繰りに特に注意が必要です。(記事担当：井上)

※今後ハクシオンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない
会社名 _____

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL _____

FAX 079-288-0997
FAX _____